

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

茨城県低所得の子育て世帯 生活応援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

あなたは、茨城県低所得の子育て世帯生活応援特別給付金の
対象者です！

1. 支給対象者

■ 令和8年1月分の児童扶養手当受給者の方

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

3. 給付金の支給手続き

- ▶ 給付金は、申請不要で受け取れます。
- ▶ **3月以降に**、令和8年1月分の児童扶養手当を支給している口座に
振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の受給を希望しない場合は、受給拒否の届出書を返送してください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

*お問い合わせは下記までお電話ください。

- 常総市役所
0297-23-2111
本庁舎：こども課 内線1330・1331
石下庁舎：暮らしの窓口課 内線8025
業務時間：平日8：30～17：15



「茨城県低所得の子育て世帯生活
応援特別給付金（ひとり親世帯
分）」の**「振り込め詐欺」や「個人情
報の詐取」**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村など
をかたった不審な電話や郵便があつた場合
は、お住まいの市区町村や最寄りの警察
署（または警察相談専用電話（#9110））に
ご連絡ください。